

住宅等建築計画書

確 認 印

あて

提出者 (建築主)

現住所

あて

印

長嶺ニュータウン地区内に住宅等を建築するため、関係図書を添付して、住宅建築計画書を提出しますから、

長嶺ニュータウン地区建築協定第6条に定める基準の適合について確認して下さい。

	住所又は事務所の所在地	事務所等の名称	代表者の氏名	電話番号
担 当 設計者				
施行業者				

土地の 所 在	中野市大字七瀬 (区画番号	番 号地)	指定区分	1 専用住宅指定区画	$\left\{ \begin{array}{l} \text{ア 木造住宅指定} \\ \text{イ 工法指定なし} \end{array} \right.$	併用住宅 (² 利便施設)	指定区画
------------	------------------	----------	------	------------	--	------------------------------	------

基 準		計 画								参照図面	確認
1号	・造成時の敷地分割、地盤面の変更はできない。 〔出入口の必要部分と隣地間で土羽の部分を擁壁とするための地盤面の変更は可。〕	ア 地盤面の変更はしない。	イ 地盤面の変更をする。 a 9号による変更 b 16号による変更							No.	適 ・ 否
2号	・1戸建の専用住宅とし、長屋、共同住宅は建築できない。 〔併用住宅(利便施設)区画に50㎡以上の住宅と店舗等との併用は可。〕	専用住宅の区画	ア 専用住宅建築	併用住宅（利便施設）の区画	イ 住宅と店舗(事務所)等を一緒に建築する。}		住宅部分の面積	㎡		No.	適 ・ 否
					ウ 住宅を先に建築し、店舗(事務所)等は、あとでつくる。 ④ あとでつくる建築物はそのとき、改めて確認を受けること。	営業する業種					
						住宅部分の面積	㎡				
						あとで建築する店舗等の計画	建築の時期	平成 年 月 頃			
							予定の業種				
3号	・物置、車庫その他これに類するものを建築することができる。	住宅、店舗(事務所)等以外の建築物 →		用途						No.	適 ・ 否
				面積	㎡		㎡	㎡			
				高さ	m		m	m			
4号	・建築物の建ぺい率は50%以下。容積率は80%以下とする。（地階があるときは、地階部分に限って容積率8%を加えることが可。） ・併用住宅（利便施設）に限っては建ぺい率を60%以下。容積率を100%以下とすることができる。（地階部分の容積率緩和はしない。）	敷地の面積			専用住宅の区域		併用住宅の区域		No.	適 ・ 否	
		㎡			建築面積(建ぺい率)		㎡ (%)	㎡ (%)			
					延面積(容積率)		㎡ (%)	㎡ (%)			
					うち地階の面積(容積率)	車庫	㎡ (%)				
その他	㎡ (%)										
5号	・建築物の高さは地盤面から9.5m以下。軒の高さは地盤面から7.0m以下とする。	建築物の高さ（最高部）				軒 の 高 さ			No.	適 ・ 否	
		地盤面から m				地盤面から m					
6号	・建築物の外壁又はこれに代る柱の面（出窓、柱のある玄関ポーチ、独立柱のある2階ベランダ等を含む。）から、隣地境界までは1.2m以上。道路境界までは1.5m以上とする。 ・車庫及び高さが2.3m以下で5.0㎡以下の建築物は、それぞれの境界から0.5m以上とすることができる。 ・車庫の隣地境界からの距離は、隣地間の協議で変更可	建築物の外壁又はこれに代る柱の面（出窓、柱のある玄関ポーチ、独立柱のある2階ベランダ等を含む）					車庫及び高さが2.3m以下で5.0㎡以下の建築物			No.	適 ・ 否
		隣地境界からの距離		道路境界からの距離			隣地境界からの距離	道路境界からの距離			
		1 階	2 階	1 階	2 階		最少 m	最少 m			
		最少 m	最少 m	最少 m	最少 m	車庫					
						車庫以外	最少 m	最少 m			

基 準		計 画				参照図面	確認	
7号	・敷地の囲障(門柱、門壁除く。)で道路に面する側は、生垣、四ツ目垣、又は生垣にネットフェンス、鉄さく等を併用したものとし、高さは1. 5m以下とする。 ・うち、地盤面から0. 5m以下は、この限りでない。		道 路 に 面 す る 側		隣地境界側(参考)	No.	適・否	
		ア 囲障をしない。	あとで設置するときは基準に従うことを確約する。					
		イ 囲障をする。	工事内容 高さ 樹種					
8号	・門柱、門壁の道路に面する側の長さの合計を片側それぞれ1. 5m以下。高さは1. 5m以下とする。	ア 門柱門壁は設置しない。→あとで設置するときは基準に従うことを確約する。 イ 門柱又は門壁を設置する。→ 右側 m 左側 m 高さ m				No.	適・否	
9号	・敷地に附属する擁壁は、道路からの出入口として必要な部分のほかは、みだりに変更しないこと。	ア 変更しない。	(変更の理由) イ 変更する。 →		〔 変更の場合は従前の擁壁との調和がある工法によって下さ 〕	No.	適・否	
10号	・敷地に附属する擁壁からの、はね出し、積み増しはしないこと。	(はね出し、積み増しは出来ません。)					適・否	
11号	・歩道に面する部分は車の出入口にしてはならない。(ただし、歩道に面する部分に自動車の出入口を設けることについて、第11条の規定による委員会がやむを得ない事情があると認める場合はこの限りでない。)	ア 歩道に面する部分を車の出入口としない。	イ 歩道に面する部分を車の出入口とする。 → 申出書兼認定書(写)を添付。				適・否	
12号	・敷地内の空地等は環境に応じた植樹又は張芝などで緑化に努める。	(植栽などでの計画で十分考慮して下さい。) 植栽計画					適・否	
13号	・建築物の外壁と屋根の色は赤、ピンク、黄色などの刺激的な色は避けて、環境に調和したものとする。	主 な 建 築 物	屋根の色	を予定	附属する 建築物	屋根の色	を予定	適・否
			外壁の色	を予定		外壁の色	を予定	
14号	・広告、看板類 ・自己の用以外は設置できない。 ・高さ、大きさなどを制限してある。	ア 設置しない。	イ 設置する。 → → 計画決定しているとき → 別図のとおり。 → 計画未決定 → 基準を守って設置を確約する。			No.	適・否	
15号	・建築物の雨水は、敷地内の雨水枡により排水すること。	基準を守って排水する。					適・否	
16号	・利便施設には、お客用の駐輪場、駐車場を備えること。	(併用住宅区域のみ該当) 別図のとおり。				No.	適・否	

(添付図面等)

1 必ず添付する図面

- (1) 敷地平面図、建物配置図(S=1／100以上)
- (2) 建物平面図、立面図(S=1／100以上)
- (3) 基準4号、5号及び6号が明示してある図面
((1) 及び(2)で明らかなときは省略できる。)
- (4) 併用住宅(利便施設区域内) →

住宅、店舗等同時着工 = 建物平面図に住宅部分明示

住宅を先に、店舗等建築のときに改め着工 = て提出すること。
- (5) 木造住宅指定区域内 → 施工業者から建築主に示す保証、アフターサービス等の内容を記載した書面 (写)

(注記)

建築確認申請書提出の際に必要なになりますので、事前に確認を受けて下さい。

2 計画によって添付する図面等

- (1) 地盤面の変更 (1号関係)
- (2) 出入口として必要な擁壁の変更 (9号、11号関係)
- (3) お客用の駐輪、駐車場設置 (16号関係)
- (4) 門柱、門壁計画 (8号関係)
- (5) 広告、看板類 (14号関係)
- (6) 6号の車庫の設置に係り、隣地境界からの距離が0.5m未満の場合は、隣地地主の承諾書
- (7) 歩道に面する部分に自動車の出入口を設けることの申出書(兼認定書)写し (11号関係)
- ・変更箇所と変更内容を明示した図面 (S=1／50以上)
(従前の擁壁との調和をさせること。)
- 計画が決定している場合、その図面